



# 鳥取県公報

平成 30 年 5 月 22 日 (火)  
第 9 0 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (359) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (360) (〃) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (361・362) (農地・水保全課) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (363) (〃) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (364・365) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (366) (東部農林事務所) . . . . . 4
	基本測量の終了 (367) (県土総務課) . . . . . 5
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (368) (治山砂防課) . . . . . 5
	土地改良区の役員の退任 (369) (中部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 教委告示	平成31年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (10) (高等学校課) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (病院局総務課) . . . . . 10
	落札者の決定 (鳥取県立中央病院) . . . . . 15
	随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	平成30年5月1日

## 鳥取県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
共創未来 ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	平成30年4月13日
共創未来 倉吉宮川薬局	倉吉市宮川町131-7	〃

## 鳥取県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 久米ヶ原3期地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成30年5月22日から同年6月11日まで
- 縦覧に供する場所  
倉吉市
- 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすること。

## 鳥取県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業

浅井地区（ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年5月22日から同年6月11日まで

3 縦覧に供する場所

南部町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすること。

鳥取県告示第363号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭郡八頭町	平成27年度から平成29年度まで	八頭町（明辺及び落岩の各一部（20153132901））の地籍図及び地籍簿	八頭町明辺及び落岩の各一部	平成30年5月22日
〃	〃	八頭町（覚王寺及び市場の各一部（20153132910））の地籍図及び地籍簿	八頭町覚王寺及び市場の各一部	〃
〃	〃	八頭町（坂田の一部（20153132920））の地籍図及び地籍簿	八頭町坂田の一部	〃
〃	平成28年度及び平成29年度	八頭町（日田の一部（20163132930））の地籍図及び地籍簿	八頭町日田の一部	〃
東伯郡湯梨浜町	平成27年度及び平成28年度	湯梨浜町（大字野方及び大字藤津の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字野方及び大字藤津の各一部	〃
〃	〃	湯梨浜町（大字羽衣石の一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字羽衣石の一部	〃
西伯郡大山町	平成28年度及び平成29年度	大山町（羽田井の一部）の地籍図及び地籍簿	大山町羽田井の一部	〃
〃	〃	大山町（下市及び松河原の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町下市及び松河原の各一部	〃
東伯郡三朝町	平成26年度から平成28年度まで	三朝町（大字大谷の一部 20143136405、20153136403）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字大谷の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字下畑の一部 20143136406）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字下畑の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字田代の一部 20143136407）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字田代の一部	〃

八頭郡智頭町	平成25年度から平成27年度まで	智頭町（大字芦津の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字芦津の一部	〃
〃	平成26年度から平成28年度まで	〃	〃	〃
〃	〃	智頭町（大字野原及び大字真鹿野の各一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字野原及び大字真鹿野の各一部	〃

#### 鳥取県告示第364号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大呂字丸淵947の2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 鳥取県告示第365号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大呂字丸淵941の13、943の4、945の3、947の3、947の4、951の4、字ハセツコフ952の4、953の3、954の6、字イブチ971の2・字追尾南973の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- （2）保安林として指定された目的  
水源の涵養
- （3）解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2（1）解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大呂字イブチ970の2
- （2）保安林として指定された目的  
水源の涵養
- （3）解除の理由  
河川管理施設用地とするため

#### 鳥取県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年5月22日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 松 尾 正 彦 鳥取市本高85－6  
" 松 本 靖 人 鳥取市本高81－3  
" 松 本 正 延 鳥取市本高166  
" 河 原 宏 昭 鳥取市本高350  
" 小 松 広 美 鳥取市本高160  
" 河 原 洋 夫 鳥取市本高181  
監事 坂 本 義 夫 鳥取市本高332  
" 山 下 重 行 鳥取市本高369－1  
" 山 本 紘一郎 鳥取市本高164  
" 小 山 啓一郎 鳥取市本高143－1

平成30年4月29日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 松 本 靖 人 鳥取市本高81－3  
" 松 本 正 延 鳥取市本高166  
" 河 原 宏 昭 鳥取市本高350  
" 山 下 重 行 鳥取市本高369－1  
" 河 原 洋 夫 鳥取市本高181  
" 坂 本 義 夫 鳥取市本高332  
監事 福 本 政 男 鳥取市本高364  
" 奥 田 訓 久 鳥取市本高369  
" 山 本 紘一郎 鳥取市本高164  
" 小 山 啓一郎 鳥取市本高143－1

平成30年4月30日就任 任期2年

## 鳥取県告示第367号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業地域 米子市
- 3 終了年月日 平成30年3月23日

## 鳥取県告示第368号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称  
福地A地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町福地字泓350	1号及び10号
八頭郡八頭町福地字林ノ谷665	2号及び3号
八頭郡八頭町福地字林ノ谷664	4号及び5号
八頭郡八頭町福地字村ノ内263	6号
八頭郡八頭町福地字村ノ内269-1	7号
八頭郡八頭町福地字泓345	8号
八頭郡八頭町福地字泓335-4	9号

### 鳥取県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年5月22日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理事 大羽 諄 一 倉吉市福光627

平成30年5月13日退任

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第10号

平成31年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成30年5月22日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

平成31年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

#### 1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

#### 2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成31年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

#### 3 全日課程及び定時課程における入学者選抜

##### (1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

##### ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

## イ 出願期間

平成31年2月5日（火）及び6日（水）

受付時間は、平成31年2月5日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月6日（水）は午前9時から正午までとする。

## ウ 実施期日

平成31年2月13日（水）

## エ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

## オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

## カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成31年2月18日（月）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成31年3月15日（金）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

## (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

## ア 出願期間

平成31年2月21日（木）から同月25日（月）まで

受付時間は、平成31年2月21日（木）及び22日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）は午前9時から正午までとする。

## イ 実施期日

平成31年3月6日（水）及び7日（木）（ただし、学力検査は、平成31年3月6日（水）とする。）

なお、学力検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を平成31年3月12日（火）に実施する。

## ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

## a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

## b 検査時間等

国語、数学、社会、理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

## c 配点等

（a） 実施教科の配点は、各50点とする。

（b） 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

（c） 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

（イ） 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（ウ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

## エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

平成31年3月15日（金）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成31年3月20日（水）及び22日（金）

受付時間は、平成31年3月20日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成31年3月25日（月）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成31年3月26日（火）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

平成31年3月4日（月）から同月27日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

受付時間は、平成31年3月4日（月）から同月26日（火）までは午前9時から午後4時30分までとし、同月27日（水）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海



外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年5月22日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成30年6月15日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成30年6月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月22日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県立中央病院什器その4（病棟薬品ユニットほか） 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

平成30年11月30日（金）

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年5月22日（火）から同年7月5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成30年5月22日（火）から同年7月5日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 文具・事務用機器類の事務用調度品

イ 医療・理化学機器類の医療機器

なお、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1

項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年6月4日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理及びその他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

電話 0857-26-2271（内線2885）

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

平成30年5月22日（火）から同年6月15日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に請求すること。

#### ア 交付期間及び時間

平成30年5月22日（火）から同年6月15日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

#### イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(5)に定める日の前日の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時、場所等

#### ア 日時

平成30年7月5日（木）午後1時30分

#### イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室

#### ウ 提出書類

(ア) 入札書 1通

(イ) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書並びに納入しようとする物品の

仕様の充足確認を行うための製造業者名及び型番を示す書類を、4の(1)の場所に平成30年6月15日(金)午後4時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Fixture and furniture (Medicine shelf and other for ward) for Tottori Prefectural Chuou Hospital, 1 Set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 4 :00 PM, 15 June, 2018

(3) Time limit of the submission of tenders : 1 :30 PM, 5 July, 2018

Time limit of the submission of tenders by registered mail : 5 :00 PM, 4 July, 2018

(4) Please contact for notice : Construction Promotion Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2885

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月22日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県立中央病院什器その5（パブリックエリア待合ソファほか） 一式

### (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

### (3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

### (4) 納入期限

平成30年11月30日（金）

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年5月22日（火）から同年7月5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成30年5月22日（火）から同年7月5日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 文具・事務用機器類の事務用調度品

イ 家具・調度品類の家具

なお、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年6月4日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理及びその他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手續及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

電話 0857-26-2271 (内線2885)

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書等の交付方法

平成30年5月22日(火)から同年6月15日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に請求すること。

## ア 交付期間及び時間

平成30年5月22日(火)から同年6月15日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

## イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(5)に定める日の前日の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時、場所等

## ア 日時

平成30年7月5日(木)午後1時45分

## イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室

## ウ 提出書類

(ア) 入札書 1通

(イ) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を、4の(1)の場所に平成30年6月15日(金)午後4時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Fixture and furniture (waiting sofa and other for public area) for Tottori Prefectural Chuou Hospital, 1 Set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 4:00 PM, 15 June, 2018

(3) Time limit of the submission of tenders : 1:45 PM, 5 July, 2018

Time limit of the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 4 July, 2018

(4) Please contact for notice : Construction Promotion Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex.2885

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月22日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 調達件名及び数量    | 新鳥取県立中央病院で使用する電気の供給<br>予定使用電力量（供給期間総計）66,706,138キロワット時 |
| 2 契約方式        | 一般競争入札   |
| 3 落札日         | 平成30年4月10日   |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社<br>広島県広島市中区小町4-33                             |

- 5 落札金額 682,420,238円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 入札公告日 平成30年2月20日  
7 落札方式 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室  
及び所在地 鳥取市江津730

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立高校学事支援システムバージョンアップ及び機能改修業務 一式  
2 契約方式 随意契約  
3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月29日  
4 契約の相手方の名称及び所在地 テクノコーポレーション・ソルコム共同企業体  
熊本県熊本市南区八幡五丁目17-43  
5 契約金額 42,552,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）  
7 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目271